

平成 2 3 年 2 月 2 1 日

全 員 協 議 会 資 料

新 庁 舎 建 設 に つ い て

平成 2 3 年 2 月

越 前 市

1. 新庁舎建設の現状

合併協定内容を踏まえ、新庁舎建設に向けて計画的に建設基金を積み立てる。
庁舎建設基金の残高：15.1 億円（平成 22 年度末見込み）

2. 起債制度の変更

平成 23 年度から、庁舎整備事業債に係る標準面積・標準単価が廃止。



平成 18 年の「新庁舎建設検討報告書」においては、想定建設単価（40 万円 / m²）に対して、標準単価（22 万円 / m²）までが起債対象事業費であったため、合併特例債（充当率 95%）を活用しても、庁舎事業費（64 億円）の 1/2 程度までしか充当できなかったが、制度改正により、事業費全体に合併特例債が活用できる（＝合併特例債を充当できる事業費が拡大：95%）こととなり、財政的に非常に有利な状況となった。

資料 1

他方、合併特例債期限（平成 27 年度）まで残り 5 年間となっており、新庁舎建設に係る議会の合意形成も含めて、合併特例債の発行期限までに新庁舎の建設が可能か否か、そのための条件等について検討を行った。

3. 検討結果の概要

（合併特例債を活用する場合）

建築工事に 2 年程度が必要であり、遅くとも平成 25 年度中に実施設計を完了させておくことが必要。

資料 2

基本構想～基本計画～基本設計～実施設計まで、他の自治体の例では通常 3 年程度であり、何とか 2 年半程度に短縮したとしても、平成 23 年度の 9 月補正において基本構想に係る予算計上が必要。

用地選定や買収などスケジュール面でのリスク要因を考慮すると、新たに土地を取得して新庁舎を建設することは困難。

庁舎建設に必要な面積を確保できる市有地（土地開発公社含む）の例
日野川東部（サンドーム西側～瓜生水と緑公園用地）・・・ケース①

資料 3

→ ・庁舎位置条例の特別多数議決（2/3）が必要。

・瓜生水と緑公園用地に建設する場合、都市計画決定の変更が必要であり、国庫補助金返還の可能性もある。

現庁舎位置での建替え・・・ケース②

→ ・新市建設計画の変更議決（1/2）が必要。



新庁舎建設については、庁舎位置条例の特別多数議決か、新市建設計画の変更議決が必要となることから、基本構想の予算計上の期限である平成 23 年 9 月議会までに、建設の是非及び庁舎位置についての議会としての意思決定がなされなければ、合併特例債を活用した新庁舎建設は困難。

(合併特例債を活用した新庁舎建設が困難な場合の財政シュミレーション)

一般事業債（交付税措置なし、充当率 75%）を充当。仮に平成 18 年の新庁舎建設検討報告書のスケジュールを前提に平成 24 年度から着手（基本構想は平成 24 年度、建築工事は 29、30 年度）する場合、3.4 億円 / 年の起債償還が約 20 年続くことになるが、これは、平成 21 年度ベースで、実質公債費比率を 3 ポイント、経常収支比率を 2 ポイント悪化させる数字であり、財政面からも困難。



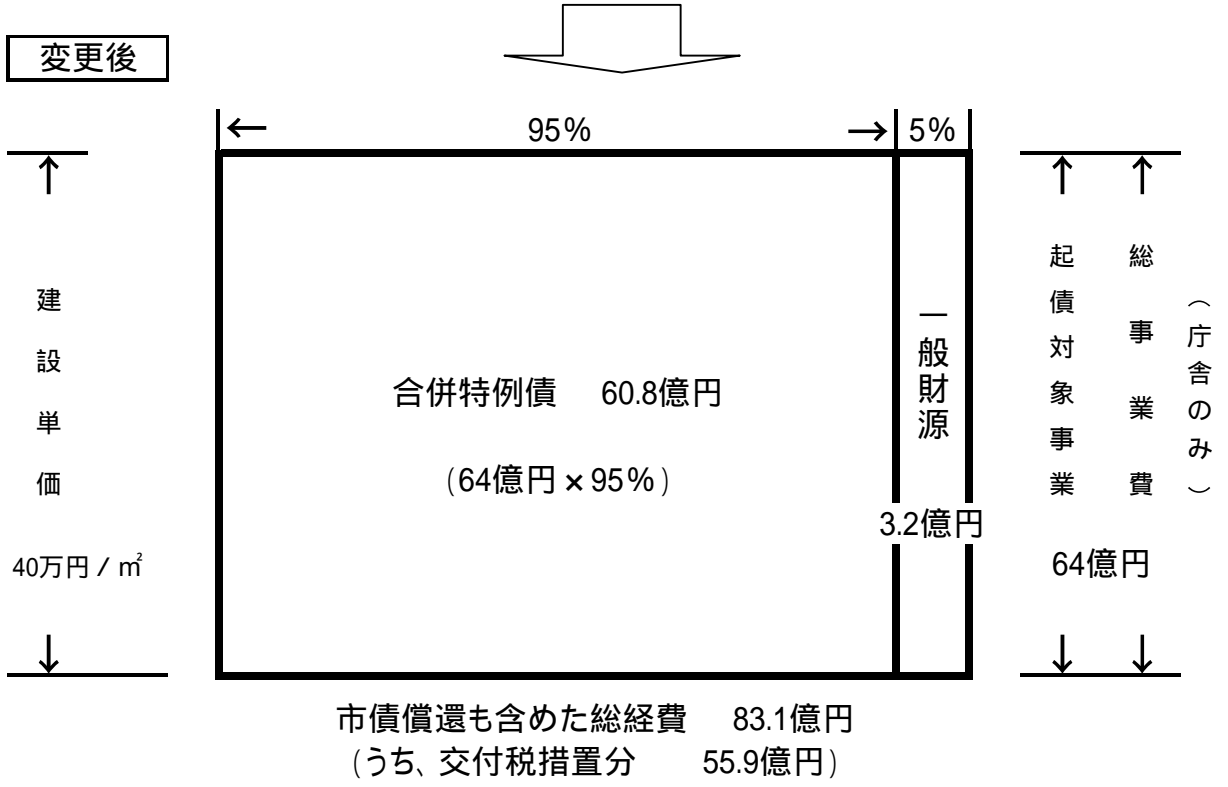
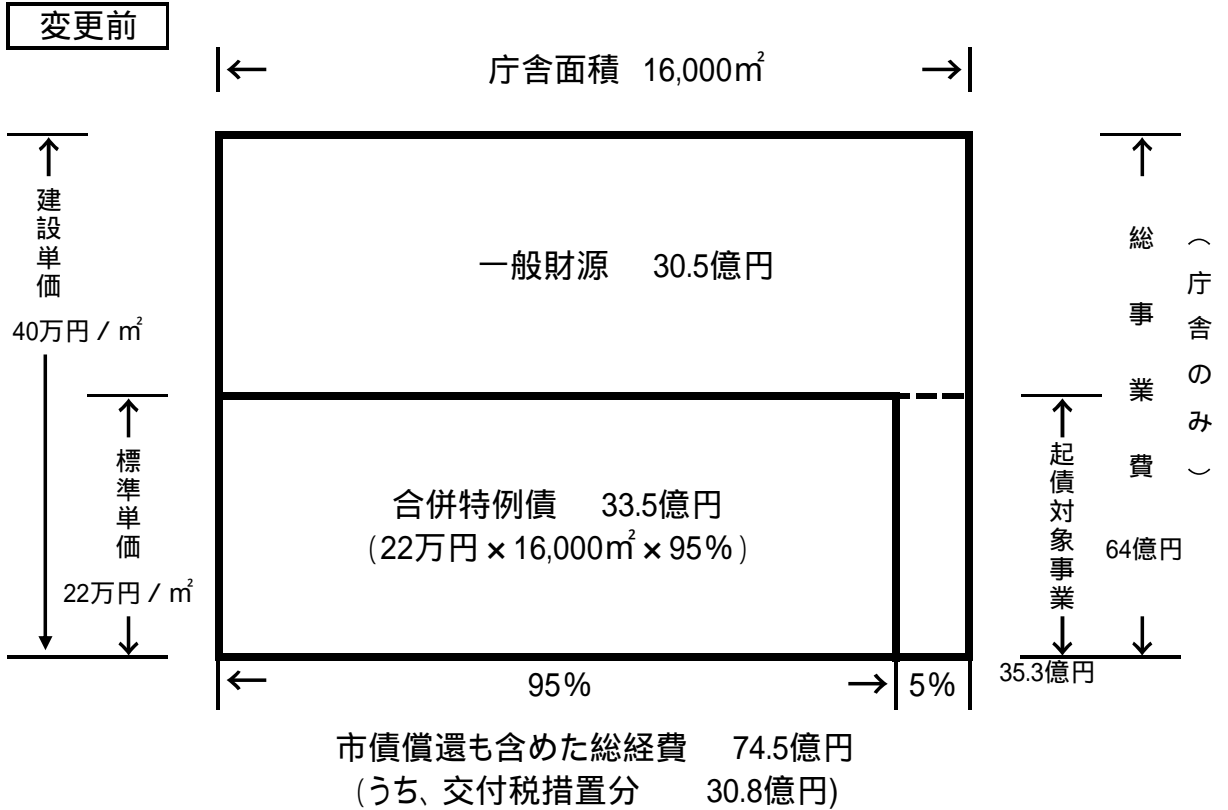
庁舎建設基金への計画的な積立を継続。

→ 庁舎建設基金への積立については、これまで、毎年度概ね 1.5 億円程度であったが、例えば、厳しい財政状況の中、毎年度の積立額を 2 億円程度に増額し、かつ、起債償還額は毎年度 2 億円程度に抑制すると仮定した場合、報告書のスケジュールを前提にすると、事業着手（基本構想）が平成 34 年頃、庁舎の完成が平成 40 年頃となる。ケース③

資料 5

新庁舎建設に係る起債制度変更のイメージ

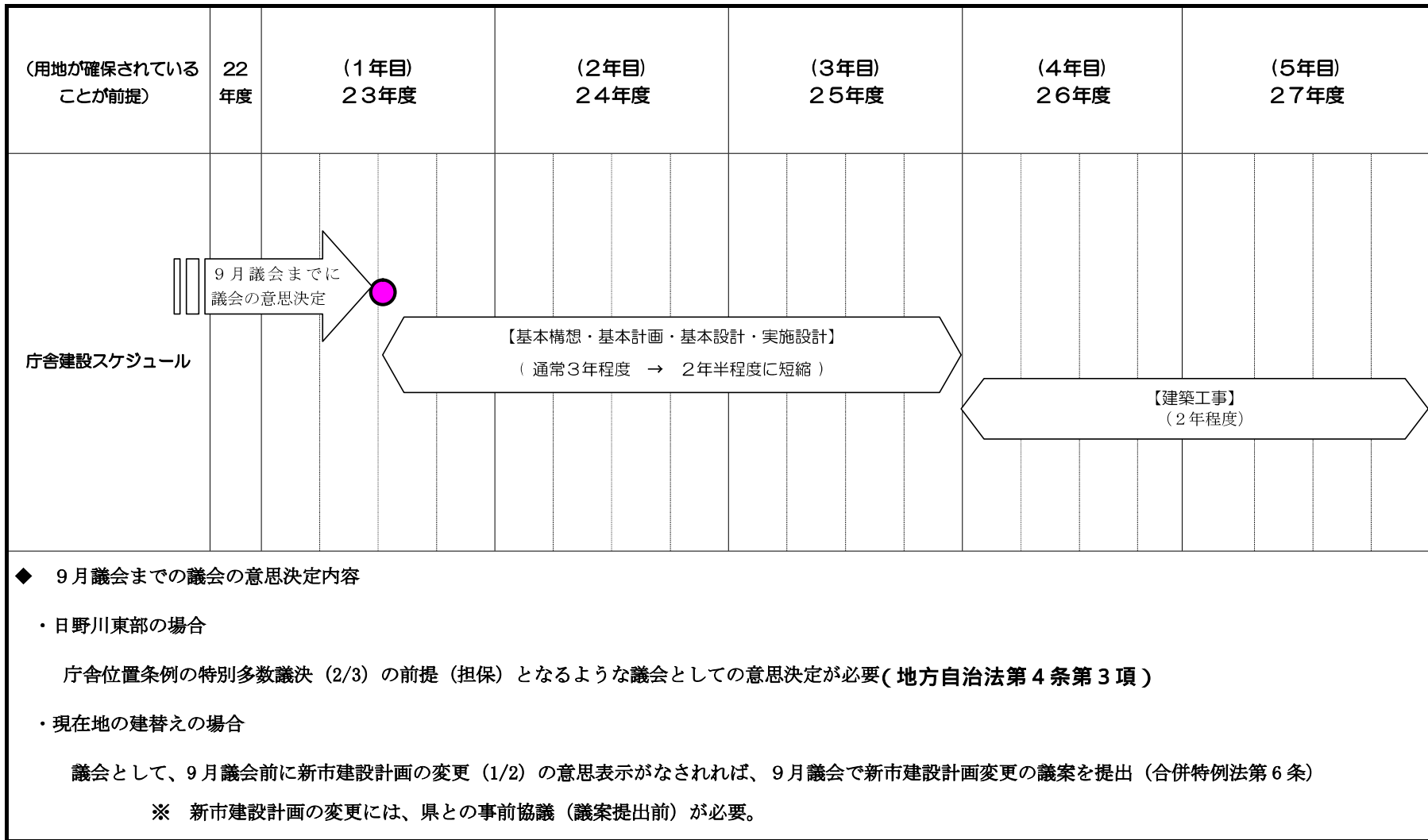
資料 1



資料 2

■ 合併特例債を前提とした場合の庁舎建設スケジュール

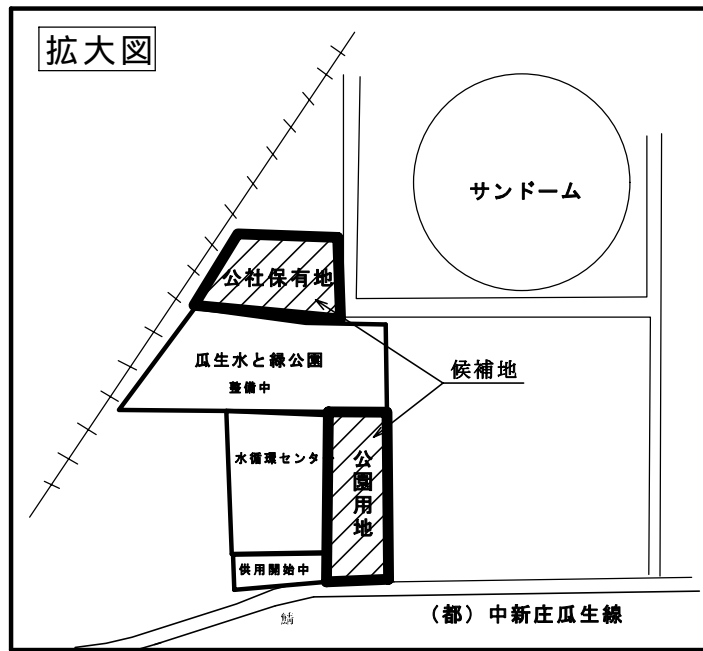
合併特例債期限 →



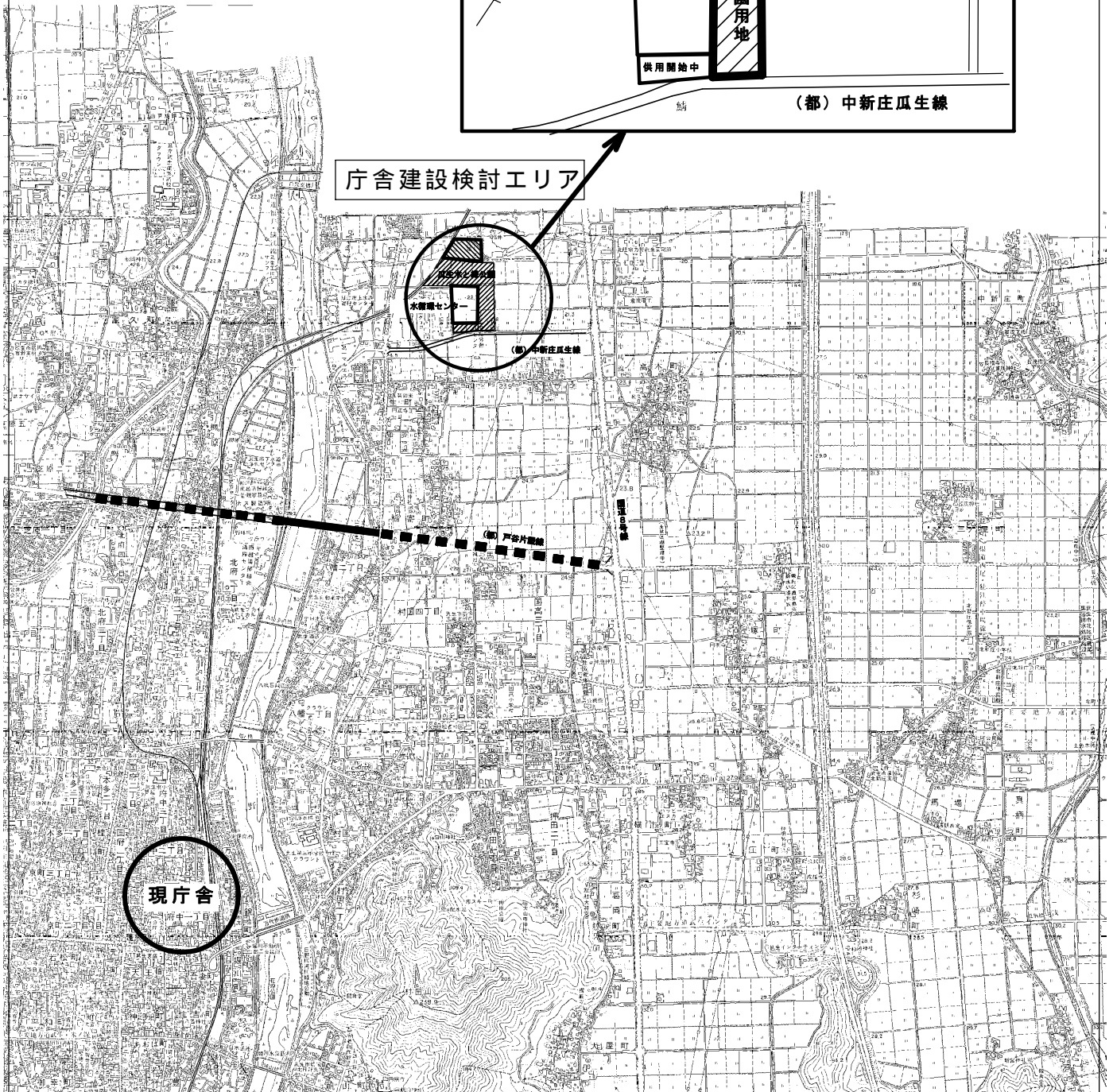
【資料3】

公園用地の場合

- ・都市計画決定の変更が必要
- ・用地取得に国庫補助を受けているため補助金返還の可能性がある



庁舎建設検討エリア



◆新庁舎建設に係る比較表

資料 4

(単位：百万円)

区分	建設場所・事業期間	建設時の財源	市債元利償還金等	留意点																						
9月議会までに結論	ケース① 合併特例債を活用し、平成27年度までに日野川東部の市(土地公社)有地に移転。	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>6,994</td></tr> <tr><td>市債</td><td>6,365</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>629</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>3,137</td></tr> </table>	事業費	6,994	市債	6,365	一般財源	629	実質負担額の計		3,137	<table border="1"> <tr><td>元利償還金</td><td>8,361</td></tr> <tr><td>交付税措置</td><td>5,853</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>2,508</td></tr> <tr><td>単年度平均</td><td>114</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>114</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>3,137</td></tr> </table>	元利償還金	8,361	交付税措置	5,853	実質負担額	2,508	単年度平均	114	実質負担額	114	実質負担額の計		3,137	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定内容を尊重することになる。 合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが高い。 庁舎の耐震化が早期に図られる。 現時点で、直ちに東部移転への合意形成が図られるか不透明。 中心市街地の空洞化が一層進みかねない。 新たに土地を取得して庁舎を建設することは困難であり、建設候補地が限られる。 瓜生水と緑公園用地に建設する場合、都市計画決定の変更が必要であり、国庫補助金返還の可能性もある。 市議会で特別多数議決(2/3の同意)が必要である。
	事業費	6,994																								
市債	6,365																									
一般財源	629																									
実質負担額の計		3,137																								
元利償還金	8,361																									
交付税措置	5,853																									
実質負担額	2,508																									
単年度平均	114																									
実質負担額	114																									
実質負担額の計		3,137																								
ケース②	合併特例債を活用し、平成27年度までに現庁舎位置で建替え。	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>7,306</td></tr> <tr><td>市債</td><td>6,560</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>746</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>3,331</td></tr> </table>	事業費	7,306	市債	6,560	一般財源	746	実質負担額の計		3,331	<table border="1"> <tr><td>元利償還金</td><td>8,617</td></tr> <tr><td>交付税措置</td><td>6,032</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>2,585</td></tr> <tr><td>単年度平均</td><td>118</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>118</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>3,331</td></tr> </table>	元利償還金	8,617	交付税措置	6,032	実質負担額	2,585	単年度平均	118	実質負担額	118	実質負担額の計		3,331	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが高い。 庁舎の耐震化が早期に図られる。 中心市街地の活性化に寄与する。 合併協定内容に反する。 今立総合支所の再整備が必要である。 市議会で新市建設計画の変更議決(1/2の同意)が必要である。
事業費	7,306																									
市債	6,560																									
一般財源	746																									
実質負担額の計		3,331																								
元利償還金	8,617																									
交付税措置	6,032																									
実質負担額	2,585																									
単年度平均	118																									
実質負担額	118																									
実質負担額の計		3,331																								
基金積立を継続	一般事業債を活用し、平成34年頃に事業着手、平成40年頃に日野川東部に移転。	<table border="1"> <tr><td>事業費</td><td>7,924</td></tr> <tr><td>市債</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td>4,424</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>9,021</td></tr> </table>	事業費	7,924	市債	3,500	一般財源	4,424	実質負担額の計		9,021	<table border="1"> <tr><td>元利償還金</td><td>4,597</td></tr> <tr><td>交付税措置</td><td>0</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>4,597</td></tr> <tr><td>単年度平均</td><td>209</td></tr> <tr><td>実質負担額</td><td>209</td></tr> <tr><td colspan="2">実質負担額の計</td><td>9,021</td></tr> </table>	元利償還金	4,597	交付税措置	0	実質負担額	4,597	単年度平均	209	実質負担額	209	実質負担額の計		9,021	<ul style="list-style-type: none"> 合併協定内容を尊重することになる。 将来的に、北陸新幹線南越駅(仮称)の開業に向けたまちづくりに対応できる。 中心市街地活性化に10年以上取り組みことにより、東部移転への理解が図られる可能性がある。 合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが受けられない。 現庁舎の機能を平成40年頃まで維持する必要がある。 市議会で特別多数議決(2/3の同意)が必要である(平成34年頃)。
事業費	7,924																									
市債	3,500																									
一般財源	4,424																									
実質負担額の計		9,021																								
元利償還金	4,597																									
交付税措置	0																									
実質負担額	4,597																									
単年度平均	209																									
実質負担額	209																									
実質負担額の計		9,021																								

新庁舎建設に係るシミュレーション

資料 5

(単位：千円)

区 分	H 1 8 報告書	ケース	ケース	ケース	
	東部移転	東部移転(市有地)	現在地	東部移転	
		合併特例債活用 (～H 2 7)	合併特例債活用 (～H 2 7)	一般事業債活用 (H34頃～H40頃)	
		限度額を起債 (充当率9.5%)	限度額を起債 (充当率9.5%)	基金積立及び起債償還を2億円/年程度とした場合 (充当率7.5%)	
事業費	調査・設計費	200,000	200,000	200,000	200,000
	新庁舎建設費	6,400,000	6,400,000	6,400,000	6,400,000
	車庫建設費	100,000	100,000	100,000	100,000
	用地取得・造成費	930,000	0	0	930,000
	現庁舎取壊し費	56,000	56,000	56,000	56,000
	庁舎跡地整備費 or 仮庁舎整備等	200,000	200,000	200,000	200,000
	今立総合支所の整備 (取壊しor新築)	0	38,000	350,000	38,000
	計	7,886,000	6,994,000	7,306,000	7,924,000
建設時の財源	市債	4,520,000	6,365,000	6,560,000	3,500,000
	一般財源 (A)	3,366,000	629,000	746,000	4,424,000
将来負担	元利償還金 (B)	5,937,022	8,360,618	8,616,748	4,597,351
	B / 2 2 年	269,865	380,028	391,670	208,971
	実質負担額 (C)	1,781,120	2,508,185	2,585,024	4,597,351
	C / 2 2 年	80,960	114,008	117,501	208,971
実質負担額の計 (A) + (C)	5,147,120	3,137,185	3,331,024	9,021,351	
スケジュール	基本構想～完成までに7年間。	H 2 3 . 9 月議会までの合意形成を前提に、スケジュールの大幅短縮が必要。 → H 2 3 . 9 ～ H 2 7 (4 年 半)		H 1 8 報告書のスケジュールと同様。 H 3 4 頃 基本構想 H 4 0 頃 庁舎完成	
必要な議決	庁舎位置条例改正 (特別多数議決2/3)	庁舎位置条例改正 (特別多数議決2/3)	新市建設計画変更 (1/2)	庁舎位置条例 (特別多数議決2/3)	

、：市債充当事業費
起債条件：2.2%/年、3年据置22年償還（半年賦元金均等）